

佐賀県告示第 257 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認める。

令和 7 年 12 月 16 日

佐賀県知事 山口祥義

加入区

早津江加入区